

事務連絡  
平成28年6月30日

都道府県  
各指定都市 介護保険担当主管部（局） 御中  
中核市

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室  
介護保険計画課  
高齢者支援課  
振興課  
老人保健課

平成28年熊本地震に関する介護報酬等の請求等の取扱いについて（6月サービス提供分）

平成28年熊本地震による介護報酬等（介護予防・日常生活支援総合事業を実施している市町村においては、第1号事業支給費を含む。）の請求等の事務については、「平成28年（2016年）熊本地震に関する介護報酬等の請求等の取扱いについて」（平成28年5月2日付け厚生労働省介護保険計画課ほか事務連絡。以下「5月2日付け事務連絡」という。）及び「平成28年熊本地震に関する介護報酬等の請求等の取扱いについて（6月サービス提供分）」（平成28年5月31日付け厚生労働省介護保険計画課ほか事務連絡。）により連絡したところですが、平成28年6月サービス提供分以降の介護報酬等の請求については、下記のとおり取り扱うこととするので、貴管内市町村、サービス事業者等への周知徹底を図るよう、よろしくお願ひします。

## 記

- 1 平成28年6月サービス提供分以降の介護報酬等の請求について  
平成28年6月サービス提供分以降の介護報酬等の請求については、原則として概算による請求の取扱いは行わないこととする。  
なお、通常の方法による請求が困難な介護サービス事業所等については、引き続き、個別に審査支払機関に相談の上、請求方法を決定する取扱いとする。
- 2 その他の方法による請求を行う場合の取扱いについて  
5月2日付け事務連絡の3（3）（4）による請求は、平成28年6月提出分までの取扱いとし、7月審査以降については、対応しないこととする。